

## 半田市販路拡大等支援業務プロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

半田市では、令和4年度から「6次産業化農業者支援プロジェクト」として、新規就農者等を中心にコミュニティ活動「にこもぐ」を形成し、農家同士のつながりと情報発信力を高めてきた。

令和8年度は、これまで関わりの少なかった畜産・花きなどの大規模農家を巻き込み、半田の農業全体を盛り上げていくことが重要である。また、半田の農業を名古屋市などの大規模経済圏へアピールし、飲食店・バイヤー・加工業者等事業者とのビジネスマッチング場として、「大にこもぐ展（農家マルシェ）」を名古屋エリアで開催する。これにより、単なるイベントの開催にとどまらず、農家が自らの経営を向上させていくための「場」と「つながり」を創出することを目的とする。

### 2 この業務に求める姿勢・考え方

本業務は、イベントの企画・運営や広報物の制作といった業務に加え、農家の経営意識の変革と地域農業全体の価値向上を後押しするものであるため、単に業務を遂行するのではなく、農家と市とともに事業を創り上げ、半田市農業全体のブランド価値を継続的に高めていく姿勢が必要である。

応募にあたっては、以下の考え方・姿勢を有し、提案書に反映されていること。

#### (1) 農家と市と事業を共創する姿勢

農家の経営上の課題や強みを理解し、農家が主体的に動けるよう事業を遂行する姿勢を有しているか。また、半田市の農業の発展に継続的に貢献しようとする意志を有しているか。

#### (2) 個々の魅力を集約し、半田の農業全体として発信する視点

個々の農家の魅力を束ね、半田の農業全体として情報発信できる設計ができるか。イベント後も継続的な魅力発信を農家が行えるような視点を有しているか。

#### (3) 農家間のつながりを継続的に育てる視点

出店農家同士が互いの経営を知り、イベント後も継続的につながり、協力できる関係を築けるよう、農家間の交流・情報共有の機会を設計できているか。また、半田市農業コミュニティの土台を育てる視点を有しているか。

#### (4) 農家の情報発信基盤の整備に貢献する姿勢

農家が自ら継続的に情報発信ができるようアドバイスを行えるか。また、本事業をきっかけとして、事業終了後も農家の発信力が持続できるような情報基盤の整備に寄与する意思を有しているか。

#### (5) 異なるビジネスモデルを持つ農家同士の連携促進

各農家は、それぞれ規模・販路・経営意識が大きく異なるため、それぞれの強みを活かしながら双方が参加価値を感じられる設計を行えるか。

#### (6) 農業・食・地域振興の文脈を理解した人材の配置

担当者が農業や地域づくりに対する知識・関心・経験を有しているか。業務遂行の技術力だけでなく、地域課題への感度を持った人材が関与するか。

### 3 プロポーザル概要

|        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 事業名    | 半田市販路拡大等支援業務                |
| 主催者    | 半田市                         |
| 業者選定方式 | 公募型プロポーザル方式                 |
|        | プレゼンテーションの結果を点数化し、優先交渉権者を決定 |

事業場所 半田市東洋町二丁目1番地  
 事業概要 別紙半田市販路拡大等支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。  
 事業期間 令和8年7月24日（金）から令和9年3月31日（水）

#### 4 担当部課

半田市市民経済部 農政課  
 所在 : 〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地  
 電話 : 0569-84-0636  
 FAX : 0569-25-3255  
 電子メール : [noumu@city.handa.lg.jp](mailto:noumu@city.handa.lg.jp)

#### 5 プロポーザル実施スケジュール

| 項目               | 期日・期限              |
|------------------|--------------------|
| 実施要領及び仕様書等の公告    | 令和8年4月23日（木）       |
| 質問受付             | 令和8年4月30日（木）午後4時まで |
| 質問書に対する回答        | 令和8年5月8日（金）まで      |
| 参加表明書等の提出期限      | 令和8年5月15日（金）午後4時まで |
| 参加資格要件審査結果通知     | 令和8年5月22日（金）       |
| 企画提案書の提出期限       | 令和8年6月19日（金）午後4時まで |
| プレゼンテーションの実施（審査） | 令和8年6月29日（月）       |
| 審査結果通知           | 令和8年7月3日（金）まで      |
| 契約予定日            | 令和8年7月24日（金）       |

※各実施日については、事務の都合上により変更する場合があります。

#### 6 提案上限金額（消費税及び地方消費税を含む。）

4,013,240円

※この金額は予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

#### 7 プロポーザル参加資格

次の要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 契約締結までの間に、令和8・9年度半田市入札資格（物品・役務等）を有すること。
- (2) 過去5年間（令和3年度以降）イベント企画・運営に関する業務経験及びSNS等を活用した情報発信業務の実績を有すること。
- (3) 農業・食・地域振興に関連する事業の実施経験または継続的な関与の実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (5) 本プロポーザルの参加表明書の提出期限から委託契約締結日までのいずれの日においても、半田市指名審査等事務取扱要綱の規定に基づく指名停止措置期間のないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更正計画の認可が決定し、又は

- 再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)ではないこと。
- (7) 国税(消費税及び地方消費税を含む。)、都道府県税及び市町村税の滞納がない者であること。
- (8) 半田市暴力団排除条例(平成23年条例第19号)第2条第1号及び第2号に該当しないこと。

## 8 プロポーザルに関する質疑

### (1) 質問書の受付

本要領、仕様書に関する質問は、質問書(任意様式)の提出により行うこととし、電話、窓口来庁の口頭による個別対応は受け付けないものとする。

- ①受付期間 : 令和8年4月30日(木)午後4時まで  
②提出先 : 半田市市民経済部農政課  
③提出方法 : 電子メール

### (2) 質問書に対する回答

- ①回答期限 : 令和8年5月8日(金)  
②回答方法 : 回答書は、市ホームページにて公開する。  
③その他 : 本回答をもって、仕様書の追加又は修正とみなす。

## 9 プロポーザル参加表明書(様式第1)の提出

本プロポーザルに参加する者は、プロポーザル参加表明書(様式第1)を提出し、参加の意思表示を行うものとする。

### (1) 提出書類

- ア プロポーザル参加表明書(様式1)  
イ 履歴事項全部証明書  
ウ 参加資格確認申告書(様式3)  
エ 業務実績報告書(様式4)  
オ 事業者の直近1年分の国税・県税・市税の納税証明書:1部  
※国税:法人税、消費税及び地方消費税  
※県税:法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、自動車税  
※市税:法人市民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税  
カ 直近の事業実績がわかるもの及び財務書類  
※直近3年分の決算書類等財務状況がわかるもの

### (2) 提出期限

令和8年5月15日(金)午後4時まで

### (3) 提出方法

郵送、持参いずれかの方法(期限内必着)

### (4) 提出先

「4担当部課」に記載の住所とする。

### (5) 提出部数

1部

### (6) 参加資格要件審査結果通知

参加表明書等を提出した者について、「7プロポーザル参加資格」に定める要件を満たす者であるかを確認した後、その者に対し、その結果をプロポーザル参加表明書(様式1)に記載の電子メールアドレスに参加資格要件審査結果通知書(様式2)を送付するものとする。

### (7) その他

郵送における不具合について、責任は一切負わない。

## 10 企画提案書の提出

参加資格要件審査結果通知書（様式2）により「参加あり」と通知を受けた事業者は、別紙「仕様書」を参照し、企画提案書を以下のとおり提出するものとする。

### (1) 提出書類

- ①企画提案書（様式任意、A4 縦版、枚数制限なし）
- ②業務実施体制・担当者経歴書（様式任意）
- ③見積書（内訳明示のこと）

下記の点に留意すること。

- ・金額は税込みとし、消費税及び地方消費税の金額も記載すること。
- ・項目ごとの内訳及び単価、工数等を記載すること。
- ・値引き等の記載は行わないこと。
- ・見積額が契約金額とはならない。

### (2) 企画提案書の作成に係る留意事項

- ①提案内容は別紙「仕様書」に定めた内容を踏まえて提案すること。
- ②記載内容は、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しないものに対する配慮をすること。
- ③専門用語、略語に関しては初出の箇所に定義または説明を記述すること。
- ④ページ番号を記載すること。
- ⑤フォントの種類については制限しないが、サイズは11ポイント以上で作成すること。
- ⑥企画提案書には、少なくとも以下の内容を含めること。なお、2に示した姿勢・考え方についても、具体的な経験・事例をもとに記載すること。
  - (ア) 事業全体のコンセプトと実施方針
  - (イ) 農家を主体とした場づくりへのアプローチ
  - (ウ) 「大にこもぐ展」の企画内容（会場構成、集客戦略、ビジネスマッチングの仕掛け等）
  - (エ) 出店農家・事業者の募集・調整方法
  - (オ) 情報発信の具体的手法（SNS・動画等）、イベント後の継続的ファン形成策、および農家の情報発信基盤整備への貢献策
  - (カ) ノベルティ等の提案内容
  - (キ) 業務実施体制および担当者の農業・地域振興への関与実績
  - (ク) 業務スケジュール
  - (ケ) 類似業務の実績・経験

(3) 提出期限：令和8年6月19日（金）午後4時まで（必着）

(4) 提出部数：印刷物5部、データ

(5) 提出方法：印刷物は持参または郵送

データはファイル交換システムによる。

※最大15GB（3GB × 5ファイル）

(6) 提出先：4に記載の担当部課

印刷物は半田市東洋町2-1

データは専用電子メールアドレス

## 11 プレゼンテーションについて

提出された提案書等（法人概要等事業者から本プロポーザルに係る資料として提出された全ての書類をいう。）に基づき、次のとおりWeb会議方式にてプレゼンテ

ーションを実施し、半田市販路拡大等支援業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）がこれを評価し、優先交渉権者を選定する。なお、公募結果により、対面で実施する場合もある。

- (1) 実施日：令和8年6月29日（月）
- (2) 実施場所 Web 会議方式にて実施予定（zoom もしくは Webex）  
 ただし、参加事業者が近隣事業者のみの場合は、対面式で行う場合がある。  
 ※詳細については、電子メールにて通知する。  
 ※Web 会議のミーティングの URL・ID・PW は市で取得する。なお、希望者には実施当日の音切れや接続状況等の環境確認のため、事前に疎通検証等を行うことができる。希望の有無は企画提案書收受時に聴取する。
- (3) 内容企画提案書に基づく提案 35 分程度  
 （プレゼンテーション 20 分、質疑 15 分を予定）
- (4) 出席者  
 1 事業者の出席者は 3 名以内とする。  
 ※業務内容を熟知した担当者が必ず出席すること。
- (5) その他  
 説明は、提出した資料で行うこと。

## 1 2 評価項目及び採点方法

### (1) 審査

審査は、プロポーザル審査委員会が提案書等に記載された内容及びプレゼンテーションと質疑応答の内容により、下記の審査基準に基づき審査し、得点が最も高い事業者を優先候補者（第一順位者）、2 番目に高い事業者を次点者とする。

|   | 評価項目           | 評価の視点  | 配点         |
|---|----------------|--|------------|
| 1 | 企画・提案力         | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ イベントのコンセプトが「半田市農業の価値向上」という目的に沿っているか</li> <li>✓ 会場構成・動線・企画内容が、農家が「参加してよかった」と感じられる設計になっているか</li> <li>✓ 集客戦略の独自性・実現可能性（ターゲット設定、媒体選定、KPI 等）</li> <li>✓ ビジネスマッチングの仕掛け（商談導線、交流企画、事前マッチング等）が具体的か</li> <li>✓ 提案の創意工夫と実現性のバランスはとれているか</li> </ul> | 基準点<br>× 5 |
| 2 | 農家支援・連携への理解と実績 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 農家を「出店者」ではなく「事業共創者」として捉えているか</li> <li>✓ 小規模農家と大規模農家(畜産・花き等)の違いを理解し、双方が参加してよかったと感じられる設計か</li> <li>✓ 農家間の交流・情報共有の機会が意図的に設計されているか</li> <li>✓ イベント後も継続的な関係が育まれる仕組みが示されているか</li> <li>✓ 類似事業における農家支援・地域連携の実績が十分か</li> </ul>                   | 基準点<br>× 4 |
| 3 | 情報発信力          | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ SNS・動画等を活用した情報発信の実績があるか</li> <li>✓ 個々の農家（点）を束ね、半田の農業全体（面）とし</li> </ul>  | 基準点<br>× 4 |

|   |             |  |            |
|---|-------------|--|------------|
|   |             | て発信する設計ができているか<br>✓ イベント後の継続的なファン形成策が具体的か<br>✓ 農家が自ら継続的に情報発信できるよう、デジタルプラットフォームやWEBサイトへの誘導が設計されているか   |            |
| 4 | 業務遂行能力・執行体制 | ✓ 役割分担が明確で、委託期間内に確実に遂行できる体制か<br>✓ 農業・地域振興の文脈を理解した担当者が配置されているか<br>✓ 業務工程表が現実的で、スケジュールの実現性が高いか<br>✓ 市との協議・調整体制が適切に構築されているか<br>✓ スケジュールが現実的で、仕様書の内容と整合しているか<br>✓ 進捗管理・報告体制が具体的に示されているか<br>✓ 想定課題（天候、出店調整、制作遅延等）への対応方針が示されているか | 基準点<br>× 3 |
| 5 | 理解度         | ✓ 本業務の事業目的に対する十分な理解を有しているか。<br>✓ 本事業への意欲や熱意を感じられるか。  | 基準点<br>× 4 |
|   | 合計          |  | 100        |

(選定方法) 各委員の採点平均点が最も高い事業者を最優秀提案者として選定する。

同点の場合は評価項目1の得点が高い者を優先する。

応募者が1者のみの場合も審査を行い、合計60点以上の場合に選定する。

(留意事項) 仕様書の要件を満たさないと判断された提案は失格とする。採点結果の個別開示は行わない。

※基準点

| 基準点 | 判断基準                         |
|-----|------------------------------|
| 5   | 創意工夫があり、優れた提案内容である。          |
| 4   | 優れた提案内容であるが、創意工夫が乏しい。        |
| 3   | 平均的な提案内容である。                 |
| 2   | 指定した項目の提案はあるが、提案内容が乏しい。      |
| 1   | 指定した項目の提案がないか、又は不適切な提案内容である。 |

1.3 成果物の提出・納品

受託者は、委託業務の完了にあたり、以下の成果物を委託期間内に提出・納品すること。

(1) 納品物一覧

- ① 農家紹介コンテンツ（動画等）データ一式 電子データ納品
- ② にこもぐ紹介チラシ（A4 カラー両面） 5,000 枚（現物）および印刷データ
- ③ ノバルティ等（現物）および制作データ
- ④ 告知ポスター・駅貼りポスター等 制作データ一式
- ⑤ 委託業務完了報告書（A4 判、来場者数・出店者数・売上概況・アンケート集計・写真・成果と課題を含む） 2部および電子データ

(2) 納品期限  
令和9年3月31日(水)まで

(3) 著作権等  
成果物の著作権その他の権利は、納品をもって委託者(半田市)に帰属するものとする。受託者は成果物について第三者の権利を侵害していないことを保証すること。

#### 1.4 選定方法

提出された企画提案書および必要に応じて実施するプレゼンテーションの内容を、評価基準に基づき評価委員会が審査し、最優秀提案者を受託候補者として選定する。

なお、応募者が1者のみの場合も審査を行い、評価基準の最低基準点を満たした場合に選定する。

#### 1.5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて書類が到着した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定手続きに関して不正な行為があった場合
- (4) 仕様書の要件を満たさない提案であると判断された場合
- (5) 「7 プロポーザル参加資格」に規定する資格要件を満たさないこととなった場合

#### 1.6 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 企画提案書の作成・提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 採用された提案の著作権は半田市に帰属する。
- (4) 選定結果は全応募者に書面にて通知する。結果に関する問合せには個別に応じない。
- (5) 本募集要領に定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定する。